# 【資料2】

# EU向け輸出牛肉に係る動物用医薬品規則の変更に伴う対応

~ 食肉衛生証明書の発行 ~

厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課

# 要綱改正の概要

## 英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱

改正日:2024年3月4日

主な改正内容:

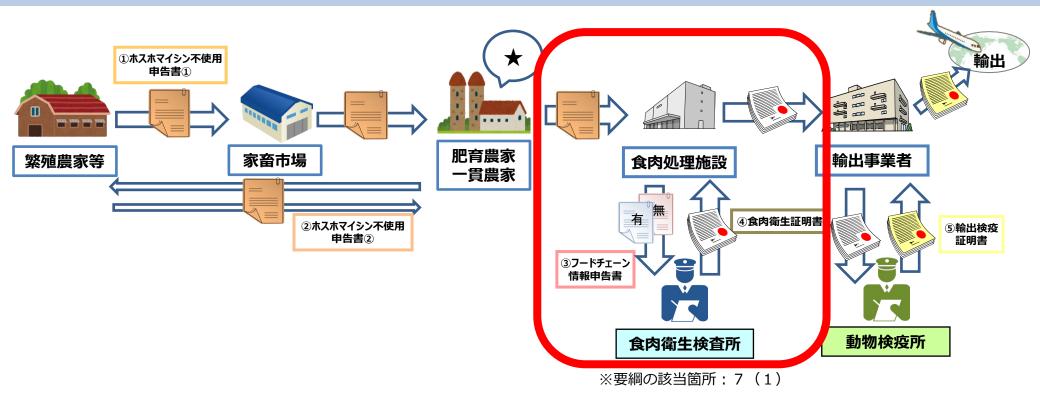
4 輸出要件

- (2) 生產農場
- ① E U 等向け輸出牛肉の由来する生産農場

カ 第三国からEUに輸入される動物又は動物由来製品に対し特定の抗菌剤の使用を禁止する委員会委任規則第 2023/905 号が適用される 2026 年 9 月 3 日以降にEU及びノルウェーにおいて通関される牛肉の由来する牛においては、同規則を遵守していること。特に、生まれてからと畜されるまでの間にホスホン酸誘導体(ホスホマイシンの水和物及び塩類を有効成分とする製剤。以下「ホスホマイシン」という。)を使用していないこと。

キ 認定と畜場等に、2026年9月3日以降にEU及びノルウェーにおいて通関される 予定の牛肉の由来する牛を出荷する場合、農場は、当該牛が飼養された農場全てにおけるホスホマイシンの使用有無について申告書等により確認の上、当該牛が生まれてから認定と畜場等に出荷されるまでの間のホスホマイシン使用歴について別紙様式6-1の申請者等に申告すること。

## 2026年9月3日以降にEU及びノルウェーを通関する牛肉の輸出スキームの変更点



#### <2026年9月3日以降にEU及びノルウェーを通関する牛肉について>

#### 1. 食肉衛生検査所への検査申請

ホスホマイシン不使用申告書をもとにフードチェーン情報申告書を作成。また、食肉衛生証明書発行申請書の「フードチェーン情報申告書にホスホマイシンの使用歴がない旨が申告されている」ことのチェック欄に✓印を付し、食肉衛生証明書の発行を申請する。申請時にはフードチェーン情報申告書を添付する。

#### 2. 食肉衛生証明書の発行

食肉衛生検査所は、ホスホマイシンの使用歴がない旨が申告されていることを確認し、食肉衛生証明書の証明事項 16)のチェック欄に**√**印を付して発行する

## 2026年9月3日以降にEU及びノルウェーを通関する牛肉の輸出スキームの変更点

## 1. 食肉衛生検査所への検査申請

別紙様式 6 – 1	
フードチェーン情報申告書(牛)	1頁目

(別報情報率、6 — 1	ノートアエーノ情報中宣音	(千) )	年	月	B
<b>『道府県知事</b>					

保健所設置市長 殿

申請者 住所 氏名 法人にあってはその名称、所在地及び代表者氏名

フードチェーン情報申告書

EU等向け輸出牛肉となる牛について、下記のとおり、フードチェーン情報を申告します。 また、当該牛は、下記の「輸送車両及び輸送方法の要件」を満たし、認定と畜場等まで輸送を 行っています。

認定と畜場等				生活	<b>É農場</b>	
名称:						
所在地:					生地:	
				103	長者氏名:	
					(署名)	
認定と畜場等への	搬入予定	2日		生	<b>重農場からの</b> と	出荷百
					1/	
個体識別番号	病歴	動物医薬	出生からと	-	診断目的で	備考
		品の使用	畜までのオ		採取・分析	※左記にてありにチェック
			スホマイシ		された結果	をした場合は関連情報を
			ン使用歴	<b>±</b> )		記載又は添付すること。
	□あり	□あり	□あり		□あり	
	口なし	□なし	口なし		口なし	
			□未確認			
	□あり	□あり	□あり		□あり	
	□なし	□なし	□なし		□なし	
			□未確認			
	□あり	□あり	□あり		□あり	
	口なし	口なし	口なし		口なし	
		_ 0.0	□未確認			
生産農場における	即油槽却	1	CONTANTING.			I
土圧度物においる	为生旧书	c				

(注) 2026年9月3日以降にEU及びノルウェーにおいて通関される牛肉については、出生からと畜までにホスホマイシンの使用歴がないことの申告が必要。

ホスホマイシンの 使用歴がない旨の

✓を付して申請

2026年9月3日より前にEU 及びノルウェーを通関する場合

- ・別紙様式6-1におけるホス ホマイシン使用歴「なし」への チェックは必須でなく、「あ り」又は「未確認」も可
- ・別紙様式7-1のチェック欄 へのくは必須ではない

別紙様式7-1 食肉衛生証明書発行申請書様式(牛肉)2頁目

食肉処理施設	認定番号		
	名称		
	住所 (所在地)		$\dashv$
	加工年月日		$\dashv$
輸送温度		□冷蔵 □冷凍	$\dashv$
ロット番号/Batch No.			$\dashv$
合計梱包の数(数量・)	単位)		-
合計正味重量 (Net wei	ight)		v
合計総重量 (Gross wei	ight)		Kg v_
個体識別番号			Kg
証明事項 ※2026年9月3日以降 U及びノルウェーにおい 通関される牛肉につい は、ホスホマイシンの( 歴がないことの申告が, 要。	にE 歴がない旨だいて て 使用	 	
			-

- 2 証明書の交付(受領場所)
- □ 郵送等による受領を希望
- □ 手交による受領を希望

### 2026年9月3日以降にEU及びノルウェーを通関する牛肉の輸出スキームの変更点

#### 2. 食肉衛生証明書の発行

#### 別紙様式7-3 食肉衛生証明書様式(牛肉)

別紙様式7-3	食肉衛生証明書様式	(牛肉))
---------	-----------	-------

#### EU等向け牛肉衛生証明書

証明	書番	号	:
部	囲	н	:

#### 積荷の詳細

包装数	総重量及び実重量	牛の個体識別番号		
荷送人	荷送人住所・所在国(ISC	)コード)		
荷受人	荷受人住所・所在国(IS(	)コード)		
バッチナンバー (ロットナンバー)				

#### II. 製品製造施設

施設名称	施設番号	所在地
(と畜場)		
(食肉処理施設)		

輸送温度: □冷蔵 □冷凍

#### 以下の内容を証明します:

- 1) 牛肉を処理した施設は、一般衛生要求及び規則第852/2004号第5条に従ったHACCP指針に基づくプログラムを実行しており、当局による定期的な査察を受け、EU認定施設としてリストに掲載されている。
- 牛肉は規則第853/2004 号附則3セクション1に従って生産されたものである。
- 4) 牛肉は規則第2019/627号第8条から第19条、第24条、第29条、第30条、第33条から第35条まで、第37条及び第38条並びに規則第2019/624号第3条から第5条まで、第7条及び第8条に従った生体検査及びとさつ後検査を通じて、人の消費に適するものとみなされたものである。
- 牛肉の包装には規則第853/2004 号附則2セクション1に従って識別マークが押されている。
- 5) 牛肉は食品の微生物学的基準に関する規則第2073/2005 号に定められた関連基準を満たしてい
- 6) 指令第 96/23/EC 号、特に同指令第 29 条に従って提出された残留物質モニタリング計画による生体牛及び牛由来製品に関する保証が履行され、委員会決定第 2011/163 号において、日本 ホスホマイシンの使用歴がない ホスホマイシンの使用歴がない
- 7) 牛肉は規則第396/2005 号の農薬の最大残留基準値及び規則第1881/2006 号の汚染物質 基準値を満たす要件で製造されている。
- 8) 牛肉は規則第853/2004 号附則 3 セクション1 及び5 の関連要件に従って保管及び輸送
- 9) 牛肉は機械的回収肉を含まず、原料としていない。
- 10) 牛肉は日本において生まれ、継続して飼養され、と畜された牛、又はと畜前から起 日本において飼養され、日本においてと畜された牛から生産されたものである。
- 11) 牛肉はと畜場においてとさつ前24時間以内に生体検査に合格し、特に牛疫及び口蹄疫に罹患している兆候がない動物から生産されたものである。
- 12) 牛肉は上記の証明事項を満たさない食肉と接触することなく取扱われたものである。
- 13) 牛肉が由来する牛は、以下の要件を満たす車両によって、農場からと畜場・輸送されたものであ
  - (i) 動物が脱走や落下しない構造
  - (ii) 動物が係留されている場所を目視確認できる
  - (iii) 動物の排泄物、屑及び飼料の落下が防がれている又は最小限になっている
  - (iv) 積み込み前に、当局が承認した消毒剤により、洗浄及び消毒され 直近3カ月以内に日本以外で飼養された牛と混合又は接触を防止されている。
- 14) 牛肉が由来する牛は、日本以外の国/地域/ゾーンを経由せず農場からご畜場へ輸送され、とさつ時 に衛生状態が低い動物と接触していない。
- 15) 牛肉はと畜場においてとさつ前及びとさつ時にEU法令の動物福祉関連規則に従って取り扱われた動物由来である。
- 16) 該当する場合に✔印を付すこと。
  - □ フードチェーン情報申告書にホスホマイシンの使用歴がない旨が申告されている。
- テーノインフンドスはヘウエーデン向けに輸出する場合、規則第 853/2004 号の実施に関連する規則 1688/2005 号のサルモネラ属菌に関する特別保証が履行されている

署名	:
指名検査員氏名	:
所属及び役職	:
Acc 136 who that Aris	

2026年9月3日より 前にEU及びノル ウェーを通関する場 合、当該チェック欄 へのくは必須ではな

旨が申告されてることを確認し、

✓印を付して発行

しし

## 新旧様式の取り扱いについて

別紙様式6-1、別紙様式7-1及び別紙様式7-3の切り替えに移行期間を設け、本日から令和6年9月2日までは、
旧様式又は新様式のいずれであっても使用可能とすること。令和6年9月3日以降は、新様式のみを使用すること。
 (令和6年3月4日付け健生発 0304 第4号・5輸国第 4559 号「『農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程』の一部改正について」)

